

府地事第 644 号
5 初初企第 26 号
令和 5 年 9 月 11 日

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体担当部局の長 殿

内閣府地方創生推進事務局参事官（構造改革特別区域担当）
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
文部科学省高等教育局高等教育企画課長

構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業
における法令違反・不適切事例の改善に向けて（通知）

構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「特区法」という。）第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下「評価・調査委員会」という。）が行う規制の特例措置に関する評価に係る調査において、学校設置会社が設置する学校（以下「株式会社立学校」という。）による法令違反又は不適切な学校教育活動の事例や、認定地方公共団体による法令違反又は不適切な指導監督の事例等が複数見られました。

これまで、内閣府及び文部科学省においては、「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の規定に基づく学校設置会社による学校設置事業等について（通知）」（平成 24 年 9 月 21 日付け 24 文科初第 580 号文部科学大臣政務官通知）、「学校設置会社による学校設置事業に関する取扱いについて（通知）」（平成 24 年 10 月 5 日付け府地活第 265 号内閣府地域活性化推進室長通知）、「構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に基づく学校設置会社による学校設置事業について（通知）」（平成 29 年 1 月 27 日付け府地事第 78 号・28 文科初第 1401 号内閣府地方創生推進事務局長・文部科学事務次官通知）等により、学校設置会社による学校設置事業の適切な運用をお願いしてきたところですが、今般、依然として法令違反や不適切と認められる事例が確認されたことから、これらの事例等について下記のとおりまとめました。各認定地方公共団体におかれては、学校設置会社及び株式会社立学校に加え、貴認定地方公共団体においても、法令違反又は不適切と認められる事例がないか、改めて御確認いただき、必要な改善を図っていただきますようお願いいたします。その際、法令の解釈等に関する不明点等がある場合は、その内容に応じて、以下＜本件連絡先＞まで御連絡願います。

なお、評価・調査委員会において、令和5年度中に再度評価を行う予定であることも踏まえ、内閣府及び文部科学省としては、各認定地方公共団体や学校設置会社における法令遵守の状況について、今年度中を目途に御報告いただき、その結果を公表することを予定していますので、御承知おきください。

記

- 1 高等学校以下の学校における法令違反又は不適切な学校教育活動の事例について
今般の調査を通じて見られた法令違反又は不適切な学校教育活動については別添のとおりであるので、所轄する学校において同様の事例が見られる場合には、速やかに是正・改善を行うこと。
- 2 高等学校以下の学校が設置されている認定地方公共団体の指導監督について
 - ① 特区法第12条第5項に基づく学校の教育、組織及び運営並びに施設設備の状況についての評価（以下「学校評価」という。）の結果を公表していない認定地方公共団体（同条第6項違反）や、学校評価において学校設置会社の経営状況の確認を行っていない認定地方公共団体においては、速やかに是正・改善を行うこと。
 - ② 株式会社立学校において法令違反又は不適切な教育活動が行われているにもかかわらず、認定地方公共団体が行う学校評価において指摘がなされていない事例が見られることから、認定地方公共団体においては、関係法令等に基づき適切な学校評価を行うこと。
 - ③ 構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）別表1においては、認定地方公共団体における学校設置事業に対する適切な指導監督体制を確保するため、
 - ・ 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること
 - ・ 当該構造改革特別区域が存する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結することのいずれかの措置を講ずることとされていることから、当該方針に違反している認定地方公共団体においては、速やかに上記いずれかの措置を講じること。
- 3 その他
 - ① 大学が設置されている認定地方公共団体においては、域内大学において法令違

反又は不適切な教育活動が行われないよう学校設置会社に対する適切な指導監督を行うとともに、そのために必要な指導監督体制を整備すること。

- ② 過去に、経営状況の悪化等により生徒・学生が在籍するにもかかわらず廃校に至った事例が複数生じたことも踏まえ、認定地方公共団体においては、学校設置会社の経営の状況を注視し、仮に学校の経営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、在籍する児童生徒・学生が適切な修学を維持することができるよう、時機を逸することなく必要な措置を講じること。例えば、当該学校設置会社が設置する学校に就学しようとする児童生徒・学生が入学後すぐに修学を維持できなくなるおそれがあると認められる場合には、不本意な転校や退学等により学びが止まることのないよう、あらかじめ新規募集停止を促す措置を講じるなど、長期的な視点に立って児童生徒・学生等の学びの保障に努めることが望ましい。

<本件連絡先>

(通知全般について)

- 内閣府地方創生推進事務局構造改革特区担当
電話：03-5510-2466（直通）
- 文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室管理係
電話：03-5253-4111（内線 3091）

(小学校について)

- 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画係
電話：03-5253-4111（内線 2589）

(高等学校について)

- 文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付振興係
電話：03-5253-4111（内線 3563、4679）

(大学について)

- 文部科学省高等教育局高等教育企画課企画係
電話：03-5253-4111（内線 2475）

高等学校以下の学校種における法令違反又は不適切な学校教育活動の事例

根拠となる法令など	具体的な事例
構造改革特別区域法 (平成 14 年法律第 189 号)	構造改革特別区域外において試験を実施している【第 12 条第 1 項】
教育職員免許法 (昭和 24 年法律第 147 号)	面接指導担当教員が担当する教科の教育職員免許状を保持していない (教育職員免許法上必要な手続もされていない)【第 3 条】
学校教育法施行規則 (昭和 22 年文部省令第 11 号)	通信教育連携協力施設が学則に記載されていない【第 4 条第 2 項第 2 号】 自己評価結果が公表されていない【第 66 条第 1 項等】
学校保健安全法 (昭和 33 年法律第 56 号)	危険等発生時対処要領に基づく訓練が実施されていない【第 29 条第 2 項】 学校医、学校歯科医、学校薬剤師が配置されていない【第 23 条】 「学校保健計画」、「学校安全計画」が作成されていない【第 5 条、第 27 条】
いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号)	「学校いじめ防止基本方針」が作成されていない【第 13 条】
高等学校通信教育規程 (昭和 37 年文部省令第 32 号)	図書室、保健室、職員室といった施設の一部が設けられていない【第 9 条】 通信教育実施計画が公表されていない【第 4 条の 3】 試験を全く行っていない【第 2 条】 必要な情報の公表が実施されていない【第 14 条】
高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示)	面接指導が必要な時間数を満たしていない (1 回あたりの面接指導時間を 45 分等に設定した結果、学習指導要領に定める面接指導時間数を満たしていない、面接指導時間中に試験を実施、教科・科目の面接指導の一部を特別活動と兼ねるなど) 面接指導を課題の提出で代替している 「総合的な探究の時間」の面接指導を年度中に 1 度も実施していない 全学年同時に同内容の面接指導を実施している

	「総合的な探究の時間」について添削指導が実施されていない
	学習指導要領に定める回数の添削指導を受講していなくとも安易に単位を認定する運用をしている
	多様なメディアを利用した学習による面接指導等時間数の減免について、実時間減免、生徒の実態を考慮しない一律の減免、複数のメディアを使わずに減免、学習成果を確認せずに減免といった不適切な運用を行っている
高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン (平成 28 年 9 月策定、平成 30 年 3 月一部改訂)	添削課題が択一式や短答式のみで構成されている【2. (2) 添削指導及びその評価④】
	添削指導が正誤判定の記載のみで、解説が書かれていない【2. (2) 添削指導及びその評価⑥】
	添削指導のコメントが誤答に対して一律である【2. (2) 添削指導及びその評価⑥】
	複数の科目を 1 人の教員が同時に同一の教室で指導している【2. (3) 面接指導及びその評価⑥】
	多様なメディアを利用した学習を指導計画に位置付けていない【2. (1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価②】
	試験問題が全て選択式であったり、極端に少なかったり、添削課題の抜粋であったりする【2. (5) 試験及びその評価②】
	学習が終わっていないのに試験を実施する【2. (5) 試験及びその評価①】